

鳥取県これからのウリとなる観光イベント創造支援補助金募集要領

1 目的

今後継続して国内外からの誘客が見込まれ、本県の新たな観光コンテンツとなる話題性のあるイベントを支援することを目的に、鳥取県これからのウリとなる観光イベント創造支援補助金の交付対象となる事業候補を募集します。

2 応募要件

本補助金の対象事業及び対象者は、以下のとおりとする。

<p>対象事業</p>	<p>次の（１）から（３）を満たすもの</p> <p>（１）自然や歴史、文化、伝統芸能、民芸、祭り等を活用した地域の魅力を発信する県内イベントで、５００名以上の集客が見込まれるもの</p> <p>（２）新規のイベント又は、既存のイベントを拡充（プログラムの充実や外国人観光客の受け入れ等）し、国内外からの誘客を図るもの</p> <p>（３）次年度以降も継続して実施予定のもの</p> <p><参考：拡充例></p> <p>①ナイトエコノミー、ライトアップなど新たな魅力を発信する取組</p> <p>②通常、公開されていない文化財施設（のバックヤードも含む）や文化財等の特別公開や限定公開を活用する取組</p> <p>③２次交通の確保により、集客力をアップさせる取組</p> <p>④観光ガイドによるガイドランスにより満足度を高める取組 など</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は除く。</p> <p>①政治、宗教又は選挙活動に関わる事業</p> <p>②公序良俗に反する事業</p> <p>③公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条において規定する風俗営業等）。</p> <p>④その他補助金を交付することが適切でないと認められる事業</p>
<p>対象者</p>	<p>民間事業者等</p> <p>次のいずれかに該当する者でないこと。</p> <p>ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を営む者</p> <p>イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者</p>

※ 次の場合には、事業採択を受けても本補助金を交付できないことがあります。応募の前にご相談ください。

- （１）国等から経費の補助（※市町村の補助は除きます。）を受ける場合
- （２）当県が所管する他の補助金の交付を受ける場合

3 補助率・補助限度額・事業期間

	補助率	補助限度額	イベント実施期間
新規事業	1 / 2	3,000千円	補助金交付決定日以降、令和9年2月までに開催予定であること。
継続事業※	1 / 3	2,000千円	

※令和7年度「とっとりリアル・パビリオン」イベント支援補助金の交付を受けて事業を実施した者であって、当該事業を継続して実施するものに限る。

4 補助対象経費

イベント実施に必要な、以下の経費が支援の対象となります。

費目	内容	
委託料	(補助事業者が直接実施するより他の者に委託して実施する方が効率的であると認められる経費) 会場設営費、ホームページ制作費、アルバイト代等	
報償費	司会者、コーディネーターなどに対する謝礼等	
旅費	司会者、コーディネーターなどに係る旅費等	
需用費	消耗品費	文具類等
	燃料費	事業に使用するバス等の燃料等
	印刷製本費	印刷代、パンフレット制作費、写真現像等
役務費	通信運搬費	郵便料、電話料等
	広告料	新聞・テレビ・ラジオ等による広告料等
	手数料	振込手数料等
	保険料	損害保険の保険料等
使用料及び賃借料	会場、イベント用機材等の借り上げ料等	
備品購入費	イベントに活用する備品、装飾品、機材等の購入経費 (真に必要なもので汎用性がなく、目的外使用にならないものに限る)	

※1 既存のイベントの拡充の場合は、拡充部分のみが対象となります。

※2 補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

※3 次の4つの経費は、補助対象経費とは認めません。

- ・補助事業と直接関係がない補助事業者の恒常的な運営経費
- ・飲食又は宿泊を伴う企画における参加者及びスタッフの宿泊費並びに飲食費
- ・参加者の飲食代がイベント体験料に含まれており、これらを分けることができない場合の当該体験料
- ・参加者への土産品並びにイベントで行ったゲーム等の景品もしくはそれに準ずるもの

※4 補助事業に係る委託料は、県内事業者に発注しなければなりません。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではありません。

なお、交付決定前に発注、購入、契約等を実施したものは補助対象となりません。

5 採択方法

審査会により合格点を受けたもののうち、予算の範囲内で順位の高いものから採択します。

6 申請方法

(1) 募集期間

令和8年4月9日（木）から令和8年4月28日（火）まで

(2) 提出書類

ア 事業計画書：様式第1号

イ 収支予算書：様式第2号

※提出書類の各様式については観光戦略課のホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/328492.htm>) からダウンロードできます。

(3) 提出方法

募集期間内に、持参、郵送又はメールにより観光戦略課へ提出してください。

7 補助事業スケジュール表

項目	実施者	時期	内容
① 6(2)の書類の提出	申請者	～R8.4.28	実施する取組についての計画書等を県へ提出します。
② 審査会・採択決定	県	R8.5月中旬頃 (予定)	審査会を開催し、申請者から提出された補助事業計画及びプレゼンテーションの内容をもとに審査を行います。 5の方法により採択者を決定し、県から採択通知（不採択通知）を申請者へ送付します。
③ 補助金交付申請	申請者	採択決定～ 事業開始の 14日前	採択を受けた事業計画を実施するために必要な補助事業について、県へ本申請します。
④ 補助金交付決定	県	申請から 2週間程度	内容について審査を行い、予算の範囲内で交付決定通知を送付します。
⑤ 補助事業の着手	申請者	交付決定日以降	<u>交付決定日前に着手したものは補助対象となりません。</u>
⑥ 実績報告書（事業全体）	申請者	補助事業 完了日から20 日以内又は令和 9年2月28日 まで	補助事業全体の実績を県へ報告します。 なお、 <u>補助事業の完了の日から20日以内又は令和9年2月28日までに提出する必要があります。</u>
⑦ 補助金額の確定・精算払	県	実績報告 以降	県は提出された実績報告書に基づき、適切に補助対象経費が支出されているか検査を行います。 検査後、補助金額の確定を行い、補助金の支払額を通知します。その後、補助金の精算払を行います。

8 審査について

募集期間終了後に、審査委員会を開催し、委員の協議により採択者を決定します。

(1) 書面審査（事前審査）

提出いただいた書類をもとに書面による事前審査を行います。その際、事業計画書だけでは判断が難しい場合、必要に応じて事業内容等の問い合わせ等を行う場合があります。

(2) 本審査（「(1) 書面審査」通過者のみ）

書面審査を通過した申請者は、その後観光戦略課が指定する日時・場所で開催する審査会にご参加いただき、事業内容のプレゼンテーションを行っていただきます。審査会では、審査員が事業内容についての審査等を行います。

ア 審査会の日時：令和8年5月中旬頃（予定）

イ 審査会の場所：鳥取県内会場

※1 日時・場所については、決まり次第メールにてご案内します。

※2 事業に係るプレゼンテーション資料をご準備ください。当日は資料を投影の上で進行する予定です。

(3) 審査項目

以下の観点に重点を置いて審査します。

審査項目	評価の視点	評点
新規性 (発展性)	・ 事業内容に新規性があるか。継続事業の場合は発展性が認められるか。 ・ 競合との優位性や類似事業と差別化された点がわかりやすく示されているか。	20 点
話題性 (情報発信)	・ 県外からの誘客につながる話題性、コンテンツの魅力があるか。 ・ 情報発信の手法はターゲットが明確で、多数の誘客が見込めるものか。	40 点
実現性	・ 事業内容に応じて、実施する能力（体制、組織、協力等）が認められるか。 ・ 必要な法的基準を満たしているか。 ・ 収支計画が妥当か。予算やスケジュールを含む事業計画について根拠が明確で実現可能か。	20 点
地域との連携	・ 他の団体や事業者と連携し、地域活性化（にぎわい、交流や地域経済への波及効果が認められるか。	20 点

(4) 審査除外

次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合

ウ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(5) 結果通知

審査結果は、応募者全員に採択の可否を書面で通知します。

9 留意事項

(1) 変更手続き等

ア 補助事業の内容の変更をする場合や補助事業に要する経費の配分の変更をする場合（軽微なものを除く。）には、予め計画変更の承認を受ける必要があります。

イ 補助事業を中止、又は廃止する場合は、速やかに申請し、承認を受ける必要があります。

(2) 補助事業の実績報告

本補助金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務及び、それに伴う組織内の議決等の承認手続きが全て終了することを指します。事業完了後、20日以内、又は令和9年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

(3) 立入検査等

補助事業の適正を期すために必要があるときは、事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは、関係者に質問することがあります。

(4) 帳簿の保存等

補助事業に係る経理については、帳簿書類及びその証憑書類を保存し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。

(5) 交付決定の取消及び処分

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定後においても、その交付決定の全額又はその一部の額を取消することがあります。その場合、既に交付された補助金のうちその取消額の返還を命ずることがあります。

ア 法令等に基づく処分・指示に違反したとき

イ 虚偽申請等があったとき、交付決定の内容や目的に反し補助金を使用したとき 等

10 窓口・問合せ先

鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課

所在地 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（鳥取県庁本庁舎6階）

TEL：0857-26-7270 FAX：0857-26-8308 /電子メール kankou@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/321638.htm>